

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

506051323

公 告 日	令和6年5月13日	工 事 担 当 課	建設整備課
工 事 名	令和5年度建整公園補第4号 香良洲高台防災公園整備（舗装）工事		
工事場所	津市 香良洲町 地内		
工事概要	路盤 5,907m ² 表層 10,680m ² インターロッキング 714m ² 区画線工 1,066m		
工 期	契約締結日から起算して260日間		
発注業種	舗装		
参加資格に関する事項	建設業許可	特定	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	A	
	地域・格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】 【格付】
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）
	その他要件		
総合評価落札方式に関する事項	総合評価方式の種類	工事成績重視型（津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号）	
	評価項目、評価の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり	
	総合評価点の算出	加算方式： 総合評価点＝価格点（80点満点）＋価格以外の評価点（20点満点） 価格点の算出方法は以下のとおりとする。 ア．入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷〔失格基準価格＋（低入札価格調査基準価格－失格基準価格）／10＋（入札価格－低入札価格調査基準価格）〕 イ．入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷〔失格基準価格＋（入札価格－失格基準価格）／10〕	
	評価方法及び落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、入札金額が予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定する。ただし、総合評価点が最も高い者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満であれば、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。	
	【提出資料】 評価項目 算定資料	・評価項目算定資料届出書【第1号様式】	

	審査結果照会	令和6年6月6日 までに自らの審査結果について書面により照会することができます。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。
評価項目 算定資料 の提出方法	提出方法	持参に限る
	提出期限	令和6年5月31日 午後5時 ※期限を過ぎての提出は受付致しません。
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和6年5月31日 まで
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」
設計図書等 に 関 する 質 問	提出期限	令和6年5月22日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）
	回答日	令和6年5月27日 ホームページにて回答
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333
入札方法等	提出方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）
	提出期限	令和6年5月31日 必着
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛
開札日時 及び場所	令和6年6月7日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室	
予定価格	65,934,000 円 （税抜き）	
低入札価格 調査基準価格	有	本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。 なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。 ・ 監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・ 契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること。 ・ 前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること。
重点調査 基準価格	有	低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における基準価格として、重点調査基準価格を設定する。 重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
失格基準価格	有	失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。 失格基準価格は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 ただし、スクラップ評価額が計上されている場合は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額から、スクラップ評価額を控除した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	
前 金 払	有	
部 分 払	無	
その他	・ 本公告	